

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会運営法人定款

(平成26年3月10日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会運営法人と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本法人は、必要に応じ、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 本法人は、携帯電話及びインターネット利用環境整備のための総合的な取組を推進することにより、誰もが安心かつ安全に携帯電話及びインターネットを利用できる環境の構築を図り、これまで企業や教育機関、NPO等によって個々に行われてきた取組を有機的に連携させ、民間における自主的取組を向上させることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 第7章に定める安心ネットづくり促進協議会（以下「協議会」という。）の諸事業の円滑な運営
- (2) 協議会の諸事業を支えるために必要な収益的事業
- (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 本法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員)

第5条 本法人の社員は、協議会の正会員とする。

(社員資格の喪失)

第6条 社員が次のいずれかに該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、原則として会計年度終了の日の3か月以上前に本法人に対して退社届を提出するものとする。

2 社員が、協議会の正会員たる資格を喪失したときは、その時点で退社したものと見なされる。

(除名)

第8条 本法人の除名は、次のいずれかの事由を含め、正当な事由があるときに限り、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議によって行う。社員を除名する場合には、当該社員に対し、除名の決議を行う社員総会の7日前までに通知すると共に、同社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 事業活動等において、公序良俗に反する活動又は違法行為があったとき。
- (3) 本法人の活動の趣旨に反し、社員たるにふさわしくない行為があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、社員がその資格を喪失しても既納の年会費その他の出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 本法人の事業計画及び収支予算の作成
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨

時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 社員総会の招集通知は、社員総会の日々の1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故ある時は、理事会で定めた順により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 各社員は、協議会正会員としての会費の口数1につき各1個の議決権を有する。

4 社員総会は、法令及び本定款に定める事項のほか、次の事項を決議する。

(1) 理事会の決議により社員総会に付議された事項

(2) 協議会の決議により、具体的な実行方法が本法人に委任された事項

5 社員総会の決議に当たっては、協議会の運営を目的とする本法人の本旨に従い、協議会の決議等を尊重しなければならない。また、前項(2)号記載の事項については、協議会の決議に反する決議を行うことができない。

(代理)

第16条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合当該社員又は代理人たる社員は代理権限を証する書面を社員総会毎に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合にお

いて、当該提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第19条 本法人に理事3名以上及び監事1名を置く。

- 2 本法人は、理事会の決議により、理事のうちから、代表理事1名を定める。
- 3 本法人は、理事会の決議により、理事のうちから、業務執行理事若干名を定めることができる。
- 4 本法人は、必要に応じ、理事会の決議により、理事のうちから、副代表理事若干名を定めるとともに、その代表権を与えることができる。

(選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、社員及び社員以外の個人であって本法人の運営に適切と認められる者として、協議会より推薦された者の中から選任するものとする。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事会は、前項の代表理事を選出するに当たり、協議会会長との同一性に配慮しなければならない。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事及び監事の職務権限)

第21条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

3 業務執行理事の職務権限については、理事会は必要な規程を別途定めることができる。

4 監事は、理事の職務の執行を監査する。

(任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

3 本法人の役員は、任期満了後においても、新たに後任者が選任されるまでは、第1項の規程にかかわらず、引き続き在任する。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第24条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除又は限定)

第25条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第111条第1項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任控除額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本法人は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(理事会の権限等)

第26条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 理事会は、法令及び本定款に定める事項のほか、次に掲げる事項を決議する。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(4) 理事会として社員総会に付議する事項の決定

(5) 協議会の決議により、具体的な実行方法が本法人に委任された事項のうち、業務の執行に関する事項

- 4 理事会は、前項（５）に関する職務を行うに当たり、協議会の決議に反する決議を行うことはできない。
- 5 理事会は、協議会の決議に従い、本法人の事業計画、収支予算等を作成する。
- 6 前２項の場合において、必要があるときは理事会は協議会の幹事会と協議をすることができる。
- 7 理事会は、本定款において理事会が決すべきとされている事項及び法令において理事に委任することができないとされている事項については、自ら決しなければならない。

（理事会の運営）

第２７条 理事会は、電話会議又は各参加者が他の参加者に意思を表明し、協議を行うことのできるその他の方法においても行うことができる。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、当該提案について、監事が異議を述べたときはその限りではない。
- 4 理事会の決議については議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 5 出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。代表理事が欠席の場合は、出席した理事及び監事が署名又は記名押印するものとする。

第５章 計算

（事業年度）

第２８条 本法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

（事業報告及び決算）

第２９条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を得なければならない。

ない。

- 4 本法人の事業計画及び収支予算については、協議会の決議を踏まえ、代表理事が事業計画書及び収支予算書を作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を得た上で、当該事業年度開始後に行われる定時社員総会に報告する。
- 5 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 6 本法人は、協議会の決議に基づき、協議会の活動に必要な支出を行う。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 本定款は、協議会総会の承認を得た上で、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の決議を行うための協議会総会は、開催日の2週間以上前に、協議会会長が適当と認める方法をもって改正内容を告知し、招集しなければならない。

(解散)

第32条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員全員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により本法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

- 2 前項(1)の社員総会の決議を行うに際しては、これに先立ち、協議会総会の承認を得なければならない。

(残余財産)

第33条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人に贈与する。

第7章 安心ネットづくり促進協議会

(安心ネットづくり促進協議会の設置)

第34条 本法人が運営する安心ネットづくり促進協議会については、本章に定め

るとおりとし、詳細については、必要に応じ、協議会の会則その他で決定する。

(事業)

第35条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 家庭・地域・学校における ICT メディアリテラシー向上の取組の推進
- (2) 携帯電話及びインターネット利用環境を整備するための民間の自主的取組の促進
- (3) 携帯電話及びインターネット利用環境整備に関する国内外の調査・研究等
- (4) その他前各号に付随して必要な事業

(会員)

第36条 協議会の構成員（以下「協議会会員」という。）は、次の3種の会員とする。

- (1) 特別会員 協議会の幹事会が協議会の活動に特別に寄与すると認めた公益法人等の団体及び有識者
- (2) 正会員 協議会の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条により、正会員としての資格を取得した者
- (3) 賛助会員 協議会の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条により、賛助会員としての資格を取得した者

(入会)

第37条 協議会の正会員又は賛助会員となろうとする者は、協議会に対し、希望する会員としての入会申込を行い、協議会が別に定めるところにより、入会の承認を受けなければならない。

(会費)

第38条 協議会会員は、協議会が別に定める会費を納入しなければならない。

ただし、正会員の一口当たりの会費の金額は、賛助会員の一口当たりの会費の10倍とし、また、特別会員については、会費を負担させないことができる。

- 2 既納の会費は、いかなる場合であつても返還しない。
- 3 会費の口数を変更しようとする正会員又は賛助会員は、原則として会計年度終了の日の3ヶ月前までに、協議会へ書面をもって届け出なければならない。

(会員の権利)

第39条 協議会会員は協議会の事業成果に関する資料の配布、協議会が保管する資料やその他協議会の事業に関する情報の提供を受けることができる。

- 2 特別会員及び正会員は、協議会総会において議決権を有し、協議会に設置される委員会及び作業部会の構成員となることができる。
- 3 賛助会員は協議会に設置される作業部会の構成員となることができる。

(退会)

第40条 協議会を退会しようとする者は、原則として会計年度終了の日の3か月前までに、所定の申込書を協議会へ届け出なければならないが、やむを得ない場合は、この限りではない。

2 協議会会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 正会員が本法人の社員としての資格を失ったとき
- (2) 正会員及び賛助会員が定められた年会費を、正当な理由なくして支払期限後3ヶ月滞納し、相当期間を定めて催告されたにもかかわらず、当該期間内に納入しないとき

(会員資格の喪失)

第41条 協議会会員が次のいずれかに該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第42条 協議会会員が次のいずれかに該当する場合は、幹事会の承認を得た上で協議会総会の決議により、その協議会会員を除名することができる。

- (1) 本章の定め違反したとき。
- (2) 事業活動等において、公序良俗に反する活動又は違法行為があったとき。
- (3) 協議会の活動の趣旨に反し、協議会会員たるにふさわしくない行為があったとき。

(役員等)

第43条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 監査人 1名

2 協議会には、前項の役員に加え、若干名の顧問を置くことができる。

(協議会役員等の選任)

第44条 会長、副会長及び監査人は、協議会総会において選出する。

- 2 幹事は、幹事会からの推薦を受け、特別会員及び正会員の中から会長が指名する。
- 3 顧問は、協議会会員に限らず協議会活動及び運営等に貢献でき得る者を、幹事

会、委員会からの推薦を受け、会長が指名する。

(協議会役員等の職務)

第45条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長から特別の指名があるとき、会長が事故等により職務を遂行し得ないとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会の構成員として協議会の業務に関する意思決定を行うほか、幹事会の決議に基づき業務執行の委任を受けた場合、当該委任の対象たる業務を執行する。
- 4 監査人は、協議会事業に係る財務及び業務の執行の状況を監査し、協議会総会に報告する。
- 5 顧問は、協議会運営及び活動に対する助言・アドバイスをする。

(協議会役員等の任期)

第46条 会長、副会長、幹事、監査人及び顧問の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時協議会総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充又は増員による協議会役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 協議会役員等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(協議会総会)

第47条 協議会総会は、特別会員及び正会員によって構成する。

- 2 協議会総会は、本章に定めるもののほか、協議会事業に係る事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算等、協議会の組織に関する重要事項として幹事会から付議された事項について承認を行う。
- 3 協議会総会は、年に1回、原則として本法人の事業年度終了後3ヶ月以内に定時協議会総会を開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 協議会総会の議長は、会長とする。
- 5 協議会総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 協議会総会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため会議に出席できない協議会総会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に表決を委任することができる。この場合、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 8 協議会総会は、やむを得ない場合、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(幹事会)

第48条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、本章で定めるもののほか、協議会総会に提出すべき協議会事業に係る事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算、協議会会員の除名等、協議会の重要事項を議決する。また、協議会の重要事項として幹事会に付すべきである旨幹事会の構成員から提案があった事項、及び協議会の組織に関する重要事項として協議会総会に付議すべき事項について議決する。なお、幹事会は、本定款の改正、本法人の解散及び協議会会員の除名の承認については、協議会総会に付議しなければならない。
- 3 前項の議決に当たり、代表理事は幹事会に対し報告をなし、又は報告を受けるものとする。
- 4 幹事会は、会長が必要と認めた時に開催する。
- 5 幹事会は、幹事に対し、協議会の特定の業務の執行を委任することができる。
- 6 前条第4項から第8項までの規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会総会」とあるのは「幹事会」と、読み替えるものとする。

(委員会)

第49条 幹事会は、協議会事業の運営上必要があるときは、幹事会の決議により委員会を設置し、委員長及び副委員長については、会長が、副会長と協議のうえ、特別会員及び正会員の中からを指名する。委員会は、委員長、副委員長及び委員によって構成する。

- 2 委員会は、前項の規定による幹事会の決議に基づき、啓発活動、調査研究、政策提言、自主的宣言の策定等を行う。
- 3 委員会がとりまとめた啓発活動、調査研究、政策提言、自主的宣言等は、幹事会に報告するものとする。
- 4 前々条第4項から第8項までの規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会総会」とあるのは「委員会」と、「構成員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるものは「委員長」と読み替えるものとする。
- 5 委員長は、委員会の下に必要により作業部会を設置することができる。

(ラウンドテーブル)

第50条 ラウンドテーブルは本法人の目的の達成に資するよう、会員及び関係者により情報の共有、課題の共通認識等を行い、協議会におけるそれぞれの取組等を有機的に連携させ、より効果的に推進することを目的として必要に応じ、幹事会の決議により設置する。

(事業計画及び収支予算)

第51条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の決議を経て協議会総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第52条 協議会の事業報告、収支決算は、会長又は当該業務の委任を受けた幹事が事業年度終了後、遅滞なくこれを作成し、幹事会の承認を受けた後、監査人の監査を得て、協議会総会の承認を得なければならない。

(計算)

第53条 協議会の年会費その他の収入及び協議会の活動に要する費用の支出は、本法人が管理する。

(委任)

第54条 本章のほか、協議会の運営上必要な事項は、幹事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 附則

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(経過措置)

第56条

第47条第3項にかかわらず、平成24年度第1回協議会総会については本法人の代表理事が招集する。

(施行期日)

第57条 この定款は、平成24年3月30日から施行する。

附則(平成24年6月29日)

この改正定款は、平成24年6月29日から施行する。

附則(平成25年6月27日)

この改正定款は、平成25年6月27日から施行する。ただし、第46条第1項については、2013年度の事業年度に関する定時社員総会の終結の時から施行する。それまでの期間については、以下の通り改正前の規定を適用する。

(協議会役員等の任期)

第46条 会長、副会長及び幹事、並びに監査人及び顧問の任期は、それぞれ選出後2年以内及び1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

附則（平成 24 年 6 月 29 日）

この改正定款は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日 施行

平成 24 年 6 月 29 日 改正

平成 25 年 6 月 27 日 改正

平成 26 年 3 月 10 日 改正